

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対する支援【税の控除・減免】

項目	内容	お問合せ先
所得税の障害者控除	<p>◆本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、次の金額を所得金額から控除されます。</p> <p>1級…40万円、2、3級…27万円</p> <p>※控除対象配偶者又は扶養親族が1級所持者であり、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は75万円です。</p>	<p>税務署 (確定申告の場合) 勤務先 (給与所得の場合)</p>
住民税の障害者控除	<p>◆本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、次の金額を所得金額から控除されます。</p> <p>1級…30万円、2、3級…26万円</p> <p>※控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者(手帳1級)に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は53万円です。</p>	<p>各市町村</p>
相続税の障害者控除	<p>◆法定相続人である障害者の相続税額から次のとおり算出した額が控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級…(85歳に達するまでの年数)×12万円 ・2、3級…(85歳に達するまでの年数)×6万円 	<p>税務署</p>
贈与税の非課税	<p>◆「特別障害者扶養信託契約」に基づき、信託受益権の贈与を受けた場合は、以下の金額が非課税となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級 …6,000万円 ・2、3級…3,000万円 	<p>税務署</p>
自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の減免	<p>◆手帳手帳1級をお持ちの方で、自立支援医療受給者証の交付を受けている方が、通院のために利用する自動車及び軽自動車について、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税が減免されます。ただし、自動車の名義は本人又は生計が同一の方に限ります。また、対象となる自動車は、1人につき1台に限ります。</p>	<p>県税事務所 (自動車税、自動車取得税の場合) 各市町村 (軽自動車税の場合)</p>